

平成 19 年 5 月 17 日

各 位

株式会社 りそな銀行

大阪府並びに財団法人大阪産業振興機構と提携した 「動産等評価融資（大阪府 A B L）」の取扱開始について

りそなグループのりそな銀行（社長：野村 正朗）は、平成 19 年 5 月 21 日（月）より、大阪府（知事：太田 房江）並びに財団法人大阪産業振興機構（理事長：末吉 徹）と提携した「動産等評価融資（大阪府 A B L）」の取扱いを開始いたします。

本提携は、**全国で初めての自治体支援による動産等評価融資（A B L）**で、本件融資に貸倒等が発生した場合、担保処分後の損失額に対して、財団法人大阪産業振興機構から 40% の損失補償を受けることができる制度です。

A B L（Asset Based Lending）とは、企業が事業活動を行う中で、保有する在庫・設備等の動産や、売掛債権の価値に着目し、これを的確に評価・活用する仕組みの融資手法で、当社では不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資として、中小企業の資金調達手法の多様化・円滑化に資するものとして積極的に取組んでおります。

本制度の利用により、当社の重要な営業地域のひとつである大阪府において、土地や自社工場を持たない「ものづくり企業」をはじめ、幅広い中小企業を対象に資金調達できる可能性が広がります。また、在庫等の評価・モニタリング等を通じた中小企業の事業活動の把握により、当社と企業とのリレーション強化に役立つものと期待しています。

りそな銀行では、取引基盤の中核となる中小企業の成長を支援していくため、中小企業向けの A B L に積極的に取組んで参ります。

「動産等評価融資（大阪府 A B L）」の概要は下記の通りです。

| | | |
|-----------|--|--------------------|
| 商品名 | 大阪府動産等評価融資（略称「大阪府 A B L」） | |
| 対象となるお客さま | 大阪府内に営業拠点を有するまたは設置しようとする原則 2 期以上の税務申告を行っている下記の方のお客さま ・ 今後の事業の成長性に向けた事業計画を有するお客さま ・ 在庫・機械設備などの動産または売掛債権を有するお客さま | |
| 資金使途 | 事業性資金（運転資金、設備資金） | |
| ご融資金額 | 2 億円以内（百万円単位） | |
| ご融資期間 | ・ 在庫・売掛債権を担保としている場合 | 5 年以内（据置期間 6 ヶ月以内） |
| | ・ 機械設備のみを担保としている場合 | 7 年以内（据置期間 6 ヶ月以内） |
| ご融資利率 | 当社所定の金利とさせていただきます。 | |
| 担保 | 動産（在庫・機械設備等）・売掛債権 | |
| 保証人 | ・ 原則として、代表者の方に特定債務保証をしていただきます。 ・ 第三者保証人は不要です。 | |

以 上